

定 款

社会福祉法人のぞみ福祉会

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 相談支援事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人のぞみ福祉会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福岡県直方市大字永満寺字上ノ原 2978 番地の 2 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬については、これを支給しない。

- 2 評議員が、その職務のため、評議員会等に出席した時は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事又は監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に

定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2、2978 番地 5、2985 番地、2979 番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建「のぞみ園直方」の園舎 1 棟(515.93 平方メートル)、鉄骨造スレートぶき平家建「グリーンハウス」1 棟(118.41 平方メートル)、福岡県直方市大字永満寺 2976 番地、2974 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 1 号館」1 棟(163.53 平方メートル)、木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「グループホームのぞみ 2・3 号館」1 棟(298.12 平方メートル)

(2) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 2 所在の「のぞみ園直方」敷地(1,222.13 平方メートル)

(3) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 5 所在の「のぞみ園直方」敷地(69.48 平方メートル)

- (4) 福岡県直方市大字永満寺 2979 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (376.00 平方メートル)
- (5) 福岡県直方市大字永満寺 2985 番地所在の「のぞみ園直方」敷地 (370.00 平方メートル)
- (6) 福岡県直方市大字永満寺 2978 番地 6 所在の「のぞみ園直方」敷地 (105.00 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、直方市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、直方市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、法人の事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、直方市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を直方市長に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人のぞみ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	赤	星	月	人		
理事	坂	口	勝	彌		
	〃	舌	間	信	夫	
	〃	赤	星	登	志	子
	〃	大	森	考	人	
	〃	中	岡	聡	幸	
監事	大	野	孝	子		
	〃	進	秀	美		

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ福祉会(以下「法人」という。)の定款第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り旅費交通費を支給する。ただし、交通費の実費が別表 1 の旅費交通費額を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める＜旅費規程＞に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額(旅費交通費として)

日額 5,000円

別表2 常勤役員等の報酬

- ・理事長 年間報酬額 5百万円を上限とする。
- ・常務理事 年間報酬額 5百万円を上限とする。

財 産 目 録

令和 6年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金		-		-	-	127,687
施設普通預金	西日本シティ銀行 直方支店	-	運転資金	-	-	3,892,176
	西日本シティ銀行 直方支店	-	運転資金	-	-	24,002,476
	福岡中央銀行 直方支店	-	運転資金	-	-	5,000,000
授産普通預金	西日本シティ銀行 直方支店	-	運転資金	-	-	115,449
			小計			33,137,788
事業未収金	生活介護支援費等			-	-	19,069,792
			流動資産合計			52,207,580
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地(基本財産)	2978番地2	-	障害福祉サービス事業	12,465,726	0	12,465,726
	2978番地5	-	障害福祉サービス事業	670,622	0	670,622
	2979番地、2985番地	-	障害福祉サービス事業	10,000,000	0	10,000,000
	2978番地6	-	障害福祉サービス事業	460,341	0	460,341
			小計			23,596,689
建物(基本財産)	のぞみ園直方園舎	平成10年度	生活介護事業	69,522,395	43,924,258	25,598,137
	作業訓練棟	平成14年度	生活介護事業	13,511,053	9,229,410	4,281,643
	生活介護訓練棟(グリーンハウス)	平成20年度	生活介護事業、短期入所事業	22,116,310	10,615,840	11,500,470
	グループホームのぞみ 1号館	平成28年度	共同生活援助事業	31,953,000	11,146,272	20,806,728
	グループホームのぞみ 2・3号館	平成28年度	共同生活援助事業	47,469,000	16,558,770	30,910,230
			小計			93,097,208
			基本財産合計			116,693,897
(2) その他の固定資産						
建物	電炉室、浄化槽等		障害福祉サービス事業	9,758,300	9,019,930	738,370
構築物	擁壁	-	障害福祉サービス事業	12,024,600	8,191,204	3,833,396
車輛運搬具	トヨタ ハイエース	-	利用者送迎	3,854,810	3,854,809	1
	トヨタ ヴォクシー	-	利用者送迎	2,303,940	2,303,939	1
	トヨタ ヴォクシー	-	利用者送迎	2,900,000	2,899,999	1
	トヨタ ノア	-	利用者送迎	2,930,000	2,099,834	830,166
	トヨタ ノア	-	利用者送迎	2,960,450	148,023	2,812,427
			小計			3,642,596
器具及び備品	空調機等	-	障害福祉サービス事業	20,063,193	13,636,041	6,427,152
権利	電話権利	-	障害福祉サービス事業	152,880	0	152,880
ソフトウェア	ソフトウェア	-	障害福祉サービス事業	1,046,050	680,924	365,126
			その他の固定資産合計			15,159,520
			固定資産合計			131,853,417
			資産合計			184,060,997
II 負債の部						
1 流動負債						
短期運営資金借入金	法人本部からグループホーム区分へ	-		-	-	0
事業未払金	給食委託費等	-		-	-	4,407,909
1年以内返済予定設備資金借入金	グループホーム建設資金	-		-	-	3,600,000
職員預り金	社会保険料等	-		-	-	897,532
賞与引当金		-		-	-	3,000,000
			流動負債合計			11,905,441
2 固定負債						
設備資金借入金	グループホーム建設資金等	-		-	-	40,900,000
			固定負債合計			40,900,000
			負債合計			52,805,441
			差引純資産			131,255,556

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法人第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人名	社会福祉法人 のぞみ福祉会
区分	

法人単位資金収支計算書

自 令和 5年 4月 1日 ~ 至 令和 6年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	就労支援事業収入	656,000	738,344	-82,344	
	障害福祉サービス等事業収入	123,840,790	124,054,275	-213,485	
	退職共済事業収入	0	0	0	
	経常経費寄附金収入	0	0	0	
	借入金利息補助金収入	0	0	0	
	受取利息配当金収入	180	256	-76	
	その他の収入	3,046,073	2,894,213	151,860	
	流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
	事業活動収入計(1)	127,543,043	127,687,088	-144,045	
	支出				
	人件費支出	90,757,400	90,790,714	-33,314	
	事業費支出	12,970,860	13,112,779	-141,919	
	事務費支出	12,380,955	11,852,045	528,910	
就労支援事業支出	925,000	959,296	-34,296		
退職共済事業支出	0	0	0		
利用者負担軽減額	0	0	0		
支払利息支出	500,000	462,799	37,201		
その他の支出	0	0	0		
流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0		
事業活動支出計(2)	117,534,215	117,177,633	356,582		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	10,008,828	10,509,455	-500,627		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	0	0	0	
	施設整備等寄附金収入	0	0	0	
	設備資金借入金収入	0	0	0	
	固定資産売却収入	0	0	0	
	その他の施設整備等による収入	0	0	0	
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	支出				
	設備資金借入金元金償還支出	3,600,000	3,600,000	0	
	固定資産取得支出	6,604,965	6,604,965	0	
固定資産除却・廃棄支出	0	0	0		
ファイナンス・リース債務返済支出	0	0	0		
その他の施設整備等による支出	0	0	0		
施設整備等支出計(5)	10,204,965	10,204,965	0		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-10,204,965	-10,204,965	0		
その他の活動による収支	収入				
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
	長期運営資金借入金収入	0	0	0	
	役員等長期借入金収入	0	0	0	
	長期貸付金回収収入	0	0	0	
	投資有価証券売却収入	0	0	0	
	積立資産取崩収入	0	0	0	
	サービス区分間繰入金収入	1,800,000	1,800,000	0	
	その他の活動による収入	0	0	0	
	その他の活動収入計(7)	1,800,000	1,800,000	0	
	支出				
	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
	役員等長期借入金元金償還支出	0	0	0	
	投資有価証券取得支出	0	0	0	
積立資産支出	0	0	0		
サービス区分間繰入金支出	1,800,000	1,800,000	0		
その他の活動による支出	0	0	0		
その他の活動支出計(8)	1,800,000	1,800,000	0		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0		
予備費支出(10)	0	0	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-196,137	304,490	-500,627		
前期末支払資金残高(12)	46,597,649	46,597,649	0		
当期末支払資金残高(11)+(12)	46,401,512	46,902,139	-500,627		

法人名	社会福祉法人 のぞみ福祉会
区分	

法人単位事業活動計算書

自 令和 5年 4月 1日 ～ 至 令和 6年 3月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	就労支援事業収益	738,344	1,002,582	-264,238
	障害福祉サービス等事業収益	124,054,275	128,212,473	-4,158,198
	退職共済事業収益	0	0	0
	経常経費寄附金収益	0	60,000	-60,000
	その他の収益	0	0	0
	サービス活動収益計(1)	124,792,619	129,275,055	-4,482,436
	費用			
	人件費	90,790,714	91,667,162	-876,448
	事業費	13,112,779	13,454,021	-341,242
	事務費	11,852,045	11,777,131	74,914
	就労支援事業費用	959,296	1,258,015	-298,719
	退職共済事業費用	0	0	0
	利用者負担軽減額	0	0	0
減価償却費	9,153,069	8,468,743	684,326	
国庫補助金等特別積立金取崩額	-2,224,368	-2,284,367	59,999	
徴収不能額	0	0	0	
徴収不能引当金繰入	0	0	0	
その他の費用	0	0	0	
サービス活動費用計(2)	123,643,535	124,340,705	-697,170	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	1,149,084	4,934,350	-3,785,266	
サービス活動外増減の部	収益			
	借入金利息補助金収益	0	0	0
	受取利息配当金収益	256	210	46
	有価証券評価益	0	0	0
	有価証券売却益	0	0	0
	基本財産評価益	0	0	0
	投資有価証券評価益	0	0	0
	投資有価証券売却益	0	0	0
	積立資産評価益	0	0	0
	その他のサービス活動外収益	2,894,213	4,407,430	-1,513,217
	サービス活動外収益計(4)	2,894,469	4,407,640	-1,513,171
	費用			
	支払利息	462,799	497,605	-34,806
	有価証券評価損	0	0	0
有価証券売却損	0	0	0	
基本財産評価損	0	0	0	
投資有価証券評価損	0	0	0	
投資有価証券売却損	0	0	0	
積立資産評価損	0	0	0	
その他のサービス活動外費用	0	0	0	
サービス活動外費用計(5)	462,799	497,605	-34,806	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	2,431,670	3,910,035	-1,478,365	
経常増減差額(7)=(3)+(6)	3,580,754	8,844,385	-5,263,631	
特別増減の部	収益			
	施設整備等補助金収益	0	0	0
	施設整備等寄附金収益	0	0	0
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
	固定資産受贈額	0	0	0
	固定資産売却益	0	0	0
	サービス区分間繰入金収入	1,800,000	2,849,200	-1,049,200
	その他の特別収益	0	0	0
	特別収益計(8)	1,800,000	2,849,200	-1,049,200
	費用			
	基本金組入額	0	0	0
	資産評価損	0	0	0
	固定資産売却損・処分損	7	1	6
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	0	0	0
国庫補助金等特別積立金積立額	0	0	0	
災害損失	0	0	0	
サービス区分間繰入金支出	1,800,000	2,849,200	-1,049,200	
その他の特別損失	0	0	0	
特別費用計(9)	1,800,007	2,849,201	-1,049,194	
特別増減差額(10)=(8)-(9)	-7	-1	-6	
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	3,580,747	8,844,384	-5,263,637	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	63,042,319	54,197,935	8,844,384
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	66,623,066	63,042,319	3,580,747
	基本金取崩額(14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
	その他の積立金積立額(16)	0	0	0
次期活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	66,623,066	63,042,319	3,580,747	

社会福祉法人のぞみ福社会 役員名簿

【理事会】

理事長	中岡	聡	幸
理事	小宮	猛	義
理事	吉丸	太	一
理事	小宮	洋	祐
理事	中岡	悦	子
理事	園田	泰	弘
監事	進秀	美	
監事	村田	正	志

【評議員会】

評議員	大野	孝	子
評議員	大村	孝	子
評議員	高島	綾	子
評議員	塚田	善	行
評議員	沼口	哲	也
評議員	武居	幸	子
評議員	丹村	博	之

【評議員選任・解任委員会】

評議員選任・解任委員	水町	義信
評議員選任・解任委員	進秀	美
評議員選任・解任委員	中岡	佑太郎